

法とケアの間隙を埋める —法教育におけるニーズの「公的」承認—

鎌 田 公 寿

Filling the Gaps between Law and Care:
“Public” Recognition of Needs in Law-Related Education

Kouju KAMADA

2015年11月12日受理

抄 録

本研究は、主としてケア論の立場からの法主体への批判を取り上げ、それを軸に、法とケアの接続性をつまびらかにしたうえで、ケアを育む法教育の大枠を提示することを目的とする。ケアの本質は、各人がもつニーズへの応答にある。これを権利として国家が公的に保障すべきだという主張はすでになされているが、公的な保障を待つのではなく、人びとが互いにケアすることで、各人に対し法主体への道を拓くことが可能となる。したがって、われわれは当該社会に法主体、すなわち「権利の主体」として位置づけられる前に、「ニーズの主体」として位置づけられる必要がある。それは、ケアリング関係において自他の依存的側面を自覚し、すべての人びとを包摂する法システムの確立をめざそうとする子ども（＝「市民」）の育成をねらいとする法教育づくりの、第一歩となるだろう。

キーワード：ケア，法，法教育，ニーズ，権利

1. 問題の所在と研究の目的

ギリガン (Gilligan, C.) のコールバーグ (Kohlberg, L.) 批判⁽¹⁾に端を発する「正義 (justice)」対「ケア (care)」論争、および、それによりますます活発化した「公的／私的」「自律／依存」「権利／ニーズ」等々をめぐる議論は、法教育とも無関係ではない。たとえば川本は、ケアの基底にある「女性たちの『つぶやき、抗議、反論』の声に耳を傾けることを通じて、『法権利の主体』であるだけでなく『ニーズを訴える主体』でもある仲間たちを迎い入れることが可能になります。そうした傾聴の構えは『法教育』の関係者にも求められているように思われてなりません⁽²⁾」と述べてい

る。つまり、法教育においては、子どもが「仲間たち」（筆者はこの「仲間たち」をのちに「市民」と呼ぶが、その理由については第6章で論じる）を「法権利の主体」としてだけでなく、「ニーズを訴える主体」としても認識できるよう支援することが必要だと主張しているのである。ここには、これまでの法教育においては、主体とは「法権利の主体」であるという暗黙の前提があり、それに対する自己批判がほとんどなされてこなかったことを問題化しようとする意図がうかがえる。では、実際はどのようなのだろうか。

土井によれば、法教育は「法的リテラシー」の育成に主眼を置いている。法的リテラシーとは、「第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第3に、多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力」³⁾である。この法的リテラシーを身につけた者が、主体であるということになる。だが、土井の説明には、自分も他者も、あまねくすべての人間は「法権利の主体」であるという前提が入り込んでいる。やはり、法教育の文脈における「法権利の主体」の問い直しへ向けた動きは鈍いようだ。したがって、この動きを押し進めれば、おそらくこれまでにない新たな知見が得られるだろう。

そのための手がかりを、川本は提供している。しかしながら彼は、なぜ子どもが「仲間たち」を、「法権利の主体」としてだけでなく、「ニーズを訴える主体」としても認識する必要があるのか、その理由を詳細に論じてはいない。

そこで本稿では、他者を「ニーズを訴える主体」とみなすべきだとする根拠を示したうえで、そのニーズに応えること、すなわち、ケアを身につけることをめざした法教育とはいかなるものかを提示する。これは、本稿の表題にあるように、法とケアの間隙を、法教育という教育活動において、可能なかぎり埋める作業である。

その手続きは、次のとおりである。第1に、ケアの特徴に迫る（第2章）。この段階でまず、ケアの本質は、個別のニーズへの応答にある、ということを確認する。第2に、家族という私的領域に閉じ込められていたケアを、権利として国家が公的に保障すべきだという主張を取り上げる（第3章）。それはつまり、高齢者や障害者、さらには他者へのケアに従事する人びとが発するニーズを権利として保障し、「法権利の主体」にすべきだという主張である。第3に、「法権利の主体」についての批判を取り上げ、ケアを権利として捉えるだけでは、なお問題が残るということを指摘する（第4章）。第4に、ケアは権利ではなく、ニーズと捉えるほうがよりよい、ということ述べる（第5章）。第5に、「ニーズを訴える主体」が成立するには、人びとが、互いのニーズを満たす（＝ケアする）責任を負う必要があると論じる（第6章）。第6に、ケアを導入した法教育の大枠を示す（第7章および第8章）。

なお以下では、引用箇所をのぞき、川本が用いている「法権利の主体」を「権利の主体」、「ニーズを訴える主体」を「ニーズの主体」と言い換える。

2. ケアとは何か

まず、ケアを基軸に論を展開するにあたり、その特徴を整理したい。ここで考察の対象とするのは、教育哲学者・ノディングス (Noddings, N.) のケア論である。ギリガンが提唱した「ケアの倫理 (ethic of care)」⁽⁴⁾ は、現在、多様な学問領域で登場する。なかでも政治学における議論は示唆に富むものであり、本稿でも、のちに援用することになる。ただし、この領域においては、ケアそのものの中身が具体化されることはほとんどない。これに対してノディングスは、教育学領域にケアを導入し、ケアの本質的特徴やそれを学ぶ方法から、ケアとシティズンシップとの関連に至るまで、学校教育に应用可能な理論を幅広く展開している。彼女のケア論を考察の対象とすることは、法教育をとおして子どもにケアを身につけさせるべきだとする本稿の立場からすれば、きわめて妥当である。

ノディングスによれば、ケアとは、「専心 (engrossment)」と「動機の移動 (motivational displacement)」という内面の動きと、それによって生まれる行動である。そうであるがゆえに、行動という結果だけを観察しても、それがケアかどうかはわからない。その行動がケアであるというためには、専心と動機の移動を伴っている必要がある。では、この2つはいったいどのようなものなのか。

専心とは、「他者を受け容れ (receive)、彼／彼女が感じていることを感じ取る」⁽⁵⁾ ことである。注意すべきは、専心は「その人自身の人格を、他者の人格に投げ入れること (projection)」⁽⁶⁾ ではない、ということである。つまり、自分自身を相手の立場に置き、「もし自分だったらどのように感じるだろうか」と自問することではなく、相手の感情に寄り添うことなのである。一見すると、専心は「共感」のようにもみえるが、一般的にいう共感には、「投げ入れ」による積極的な感情の推測、という意味合いが含まれている。これに対して専心は、あくまで実際に対象が抱いている感情をありのままに受容することなのである。ここに、専心と共感の違いがある。

また、専心は、言語や動作などであらわされる表明的ニーズ (expressed needs) に対する注意をも含んだ概念である。われわれが経験する瞬間的な出会い、たとえば、知らない人に道を訊かれたとき、「われわれは、その依頼を聞くのに十分なだけ専心し、徹底的に注意を向ける」⁽⁷⁾。こうした特徴をもつことから、専心は「受容力のある注意 (receptive attention)」とも言い換えられる。

そして、専心により、動機の移動が生じる。これは、「ケアされる人のニーズが、ケアする人を動機づける力になること」⁽⁸⁾ を意味する。先の事例でいえば、道を知りたいという他者のニーズを自分のもののように捉え、それを満たしたいという想いが動機となり、その人が目的地に辿り着くにはどうしたらよいかを考えはじめる、といったことである。このとき、ケアする人自身がこの出会い以前に考えていた目的や計画は、一時的に意識から遠ざけられる。

これら専心と動機の移動によって、われわれは具体的な行動をとるに至るのだが、もう1つ、重要な点を指摘しておきたい。行動によって示されたケアは、ケアされる人へと届く。だが、これで終わりではない。「ケアされる人は、何らかのかたちでケ

アリングを受け取ったということを示さなければならない」⁽⁹⁾。ケアされる人は、ケアを受け取ったということを経験する人に対して表現する。これを、今度はケアする人が受け取ることによって、達成感や充足感を得る。この相互性により、「ケアリング関係 (caring relation)」が成立し、維持されるのである。整理すると、以下のようになる。

- (i) A は B をケアしており—それは、A の意識が、注意 (= 専心) と動機の移動によって特徴づけられていることである—、そして、
- (ii) A は、(i) を伴った何らかの行動をとり、かつ、
- (iii) B は、A が B をケアしているということを認識する⁽¹⁰⁾。

以上の考察から明らかなように、ケアとは、ケアする人による、ケアされる人への独善的な施しではない。なぜなら、ケアには、ニーズの把握という重要な作業が含まれているからだ。ケアは、ケアされる人の存在なしには成立しえない。ゆえに、ケアは関係的に定義される。加えて、ケアリング関係において、ケアされる人は、常に与えられる者ではない。ケアする人とケアされる人の関係が非対称であることは否定できないが、ケアされる人は、ケアする人に、充足感を与えることができる。この互恵的側面からみれば、ケアリング関係に参加している両者に上下はない。

3. 「権利」としてのケア

政治学領域においてケアの倫理が語られていることはすでに述べたが、そのような論考の多くは、家族という私的領域からのケアの解放を企図したものである。それというのも、『『ケアの倫理』とは、家父長的なジェンダー秩序を肯定するものでしかないのではないか [= 私的領域への女性の封じ込め]』⁽¹¹⁾ という批判があるからだ。ここで参照する、公的な政治組織である国家がケアを権利として保障すべきだとする主張⁽¹²⁾ は、このような批判に対する 1 つの回答である。

一般的にあって、権利は国家によって法的に保障されている。それは、すべての個人に与えられているという意味での普遍性を備えている。では、ケアを権利とみなす論拠はどのようなものか。

何人かのフェミニストが批判の対象として取り上げるのは、リベラリズムの権利論である。たとえば、有賀がいうには、リベラリズムが論じてきた市民の権利は、国家がすべての個人に対して平等に付与する普遍的な権利である。したがって権利は、国家が、個人の私的利害を超えて公的に承認すべきだと判断したもの (すべての個人にとって必要だと判断したもの) でなければならない。その権利とは、他者からの干渉を受けず、自由を保障される権利、すなわち「消極的権利」である。

しかし有賀は、権利を行使する主体は自律的かつ自由である、という前提に疑問を呈する。この前提は、裏を返せば、自律的で自由な主体にのみ権利を保障する、ということになる。だが一方で、そうではない主体、たとえば、幼い子どもや高齢者、障

害者など、持続的なケアを必要とする人びとがいることもまた、事実である。そうした人びとにとって、リベラリズムが掲げる消極的権利は、部分的に意味を失う。これが、リベラリズムの権利論が孕む問題点である。いわゆる社会的弱者とされる人びとにとって必要なのは、干渉の不在よりも、必要なときに誰かにケアを求める権利なのである。そこで、『依存』も『自立』も人間にとってノーマルな状態であることを再認識し、人びとが他者に『依存』することを市民的権利として保障する仕組みを広げていく方途を探る⁽¹³⁾ 必要が生じる。

人びとは皆依存した存在、すなわちケアを必要とする存在であるという前提から導き出されるのは、ケアされる人の「福利を保障する、国家・社会・共同体による公的な援助を受ける権利」⁽¹⁴⁾ である。従来語られてきた権利は、「個々人の自由を保護するが、人びと間の責務をとおしてつくられる関係内で諸個人を保護すること」⁽¹⁵⁾ のない、消極的権利であった。「人びと間の責務をとおしてつくられる関係」とは、主として家族内で営まれるケアリング関係のことをさしている。これに対する国家の法的介入の動きは鈍い。「国家による何らかのサービスや援助（ケア提供者へのそれを含む）を受ける『積極的権利』」⁽¹⁶⁾ をめぐる議論は、未だ深化の入口段階にあるといえよう。積極的権利である「ケアされる権利」とは、具体的には、「将来のケアの必要に備えた平等で安定した社会的給付や、父親による育児休業の延長などを含み、またケア提供者の二次的依存や単親家庭の貧困化を防ぐ」⁽¹⁷⁾ ものである。これを権利として認めることは、「リベラリズムの伝統的な『権利』概念が、ケアする／ケアされる者のニーズに応えうるものへと修正・拡張され」⁽¹⁸⁾ ることを意味する。有賀は、人間の条件であるケアが、誰もが享受できる権利として公的に保障される社会を構想しているのである。

以上述べてきたように、有賀を含む何人かのフェミニストが提出した、「自律と依存の両面を併せもつ」人間像は、積極的権利、すなわちケアされる権利を、すべての人間が保障されるべきものとみなすに足る根拠となっているのである。

4. 法主体の批判的検討

だが、ケアを権利として保障するだけで、果たして十分なのだろうか。このことを掘り下げるために、「権利の主体」としての法主体について検討を加えていく。

有賀のように、「権利の主体」に懐疑的なフェミニストは、次のような「権利の主体」の普遍性を問題にする。すなわち、人間は皆、例外なく平等に権利をもち、自由な選択によってそれを行使する「自律した主体」である、というものである。だが、先述のとおり、われわれは「自律した主体」であると同時に「依存した主体」でもある。ここでは、この「依存した主体」の性質に迫りたい。

岡野は、有賀と同じく、すべての人間が「権利の主体」である、という考え方は間違っているとす。岡野によれば、「権利の主体」は、あくまで法によって創り出された主体であり、それは、人間の個別具体性やその人が置かれている文脈を捨象した、非現実的な主体である。

主体は自由であると社会的に承認されることによって、ある者が為した行為は、自由意志の帰結・自己選択の結果としてみなされ、そのために、選択に至った文脈、〈わたし〉の中に存在したであろうさまざまな逡巡・葛藤は、存在しなかったかのように扱われてしまう⁽¹⁹⁾。

そこで岡野は、法によって与えられた権利を行使するプロセスに着目し、次のような事例を紹介している。

ウエスト・ヴァージニア州に住む無職のシングル・マザーであるメグは、デート・レイプで妊娠してしまった。中絶クリニックに対する連邦政府の補助金カットのため、彼女は近くにクリニックを見つけることができず、車で4時間かかるクリニックを見つけた。診断によると、彼女は妊娠17週目だったが、そのクリニックは、妊娠16週までの中絶しか行ってないので、850ドルで19週半までの妊娠中絶を行っているオハイオ州シンシナティ市のクリニックを紹介される。3日後にメグはそこを訪れるが、彼女の妊娠は実際には21週目に入っており、1675ドルで中絶を行っているという同州デイトン市に行くよう勧められる。車のローンを組み直し、ビデオデッキを売り、さらに借金をしてそこに行くが、以前に行った帝王切開が災いし、現状での中絶は彼女の命に関わると知らされる。カンサス州ウィチータ市に行けば、2500ドルかかるが手術してくれるだろう、とのことだった。結局彼女は、生まれてくる子を愛するように努めよう、と決意した⁽²⁰⁾。

メグの事例のように、中絶をする権利が認められていても、それを行使できないケースがある。彼女は、結果的に中絶をしなかった。しかし、それは彼女の自由意志による選択ではない。法が創り出した「権利の主体」というパースペクティブに基づけば、当事者が権利を行使する過程において、自由に対する積極的な侵害がなければ、その結果はいつでも本人の意志なのである。そこには、主体の現実が入り込む余地はほとんどない。

これに似たケースとして、遠藤は、ホームレスの人びとの事例を挙げ、次のように説明する。「高齢、病気、怪我で日雇い労働ができなくなり、ホームレス状態（『住居不定』）になった人々は、最も深く、生活保護をはじめとするケアが必要である。…しかし実際、…『住所不定』という権利の発生原因が、実は、生存権の法主体から最も遠くへ、『釜やん』を押しやってしまうという現象が存在する」⁽²¹⁾。この「釜やん」が置かれている状況は、生存をもっとも脅かされていると判断するにふさわしいものである。しかし、それ以前に、「住所不定」であることにより、被害届を受けつけてもらえない、職業安定所からは職業を紹介してもらえない、福祉事務所は生活保護についての相談を受けつけない、といった事態が起これ、結局は、所有しているはずの権利を行使できないのである。「法が、他者の保護に依存しなければ生きられない人々

の権利剝奪を隠蔽し、自己責任による自業自得だという、正当化機能を果たす」⁽²²⁾ことを示す「釜やん」の事例は、メグの事例と多くの点で類似している。

これらの事例が示す「権利の主体」の問題の本質を、岡野は鋭く突いている。

わたしたちは、権利を語るさい、あたかもその権利が当然に自分に備わる「もの」のように考えがちである。すなわち、権利を主張さえすれば、権利によって保障されている財・サービスを容易に受け取れるかのように。だが、…権利が保障されることと、権利保障によって実現されるべき善・目的の獲得との間には、架橋しがたい溝が存在する。…したがって、多くのフェミニストたちは、いわゆる「権利の語り rights talk」に対して懐疑的である⁽²³⁾。

以上みてきたように、権利としてのケアには、岡野や遠藤が指摘する「権利の主体」が含みもつ問題がつきまとう。いくら多くの権利を保障しても、それを行使することができる環境が整備されていなければ、権利はないに等しい。したがって、「権利の語り」から脱却し、権利以前、「つまり、法の前で一個の人格として、あるいは自由意志に基づいて選択し得る主体」⁽²⁴⁾を想定しなければならない。

もう1点、また別の角度から「権利の主体」の問題について述べたい。法が主体を創り出すということは先に述べたが、「権利の主体」に「自律した主体」と「依存した主体」の両方が含まれるならば、「自律した主体」が行使する権利は消極的権利で、「依存した主体」が行使する権利は積極的権利、というように、行使する権利に違いが出てくる。このような権利の二分割は、現実を捉え切れていないばかりか、主体そのものに優劣をつけようとする動きにつながるおそれがある。実際に、山本の指摘は、その可能性を示唆している。山本によれば、法律学者・法実務家など、立法をなし、法を解釈する立場の人間は、自らを「権利主体」（「善玉」）、法によって保護される障害者、被差別者、高齢者、女性などを「要保護主体」（「悪玉」）とみなし、さらに、「要保護主体」を『アイデンティファイ』しそのような『要保護者』を実効的に保護するためには法はどのように定立・解釈されねばならないかという問題設定⁽²⁵⁾を行う。山本は、法律学者・法実務家もつこのような思考方法を、「善玉悪玉論」と名づける。問題は、「善玉」には、自らが「悪玉」ではないかと疑う姿勢はみられない、ということだ。「自律した主体」と「依存した主体」という分け方は、この思考方法とよく似ている。「権利の語り」においては、このように、両者の関係が固定化され、「自律した主体」も他者への依存によって自律している、という事実が背景に退くことになってしまう⁽²⁶⁾。そこで、「善玉」は、自律と依存の垣根を取り払うために、「悪玉」と接触するなかで自己を反省的に捉え、自他を「ニーズの主体」として認識する必要がある。この「ニーズの主体」こそが、岡野のいう、法の前的人格にほかならない。この点について、次章以降でさらに追究していきたい。

5. 「ニーズ」としてのケア

ノディングスは、「ケアの倫理は、権利よりもニーズに対して親和的である」⁽²⁷⁾と述べる。それはいかなる意味においてであろうか。

彼女は、リベラリズムが標榜する権利を、以下のように批判する。

われわれは今、[集団に]きちんと編成されていない人びとについて問わなければならない。集団の一員として公的に認められていない、主婦のような孤立した人びとはどうなるのか。理性的に未熟な子どもたちはどうなるのか。彼らのニーズは、すでに他の集団によって認められた諸権利が、(ときには本当のニーズを歪めるような、入り組んだ論理によって)彼らに拡大するまでは、放置されてしまうのか⁽²⁸⁾。

上記引用部分に登場する人びとは、個々においておそらく何らかのニーズを発している。歴史的にみて、そうした人びとが権利を勝ち取ったという事例はたしかにあるが、そのために費やした時間と労力は計り知れない。さらに、最終的に権利を勝ち取ったならばまだしも、黙殺されるケースも無数にある。

ニーズが発せられ、国家がそれを権利と認めるまでのこのタイムラグは、等閑視されるべきではない。個人あるいは集団が発するニーズは、ときとして、生死にかかわる差し迫ったものである。にもかかわらず、それを国家が公的に保障するのを待ち、対応が遅れるという事態になれば、ケアを求める人びとが甚大な被害を受けることになりかねない。普遍的人権は、彼ら・彼女らが「極限状態において、唯一訴えることのできる権利」⁽²⁹⁾であることは間違いない。だが、「その最低限の権利は、人権を訴えようとする者にとっては、人権という普遍的な価値に訴えざるを得ないほどの、現時点では実現不可能な権利なのである」⁽³⁰⁾。

このように、ケアされる権利の承認を国家に委ねるだけでは、ニーズへの対応が遅れるという結果を招くことになる。そもそも、権利を主張する人びとの声は、彼ら・彼女らが権利をもたないがゆえに、権利を承認する国家へと届けることが困難なのである⁽³¹⁾。そうであるから、ケアは、ニーズの段階で即時的に満たされるべきものだ。

以上のことから、法主体は、「権利の主体」であることに加え、「ニーズの主体」であるとも理解されなければならない。もちろん、権利とニーズは、完全に切り離されてはいない。とはいえ、メグや「釜やん」の事例が示しているように、権利へと至る道は、決して平坦ではない。彼・彼女は、法によって権利が保障されているにもかかわらず、その手前で引き返さざるをえない。したがって、人びとの差し迫ったニーズを満たすには、まずは彼ら・彼女らを、「ニーズの主体」として認識する必要がある。

6. ニーズに応答する(=ケアする)「市民」

では、ケアのニーズを満たすのは、一体誰なのか。それを考えるにあたり、ノディングスが示している、ニーズが権利として正当化されるプロセスを援用したい。

1. ニーズを生み出すような状況、いくつかの条件がある。
2. ニーズは、明確な言葉によって伝達される。
3. 少なくとも、聞き手となる集団のなかの誰かが、正確に、共感して、明言されたニーズを解釈する。ここでは、「私はそれを理解できる」という仕方で応答する。
4. ニーズの正当性が認められたならば、集団は今こそ、…自分たちの役割、そして…自分たちの（潜在的な）力を吟味する。ここでの応答は、「われわれはそれをすることができる」というものである。
5. ニーズは、1つの権利として正式に認められる。つまり、聞き手の集団は、ニーズの正当性を認識し、そのニーズを満たすための、自分たちもつ力を認識するのである。「われわれは、このニーズを満たすべきである」と⁽³²⁾。

ここで注目したいのは、ノディングスは、ニーズが権利として承認される過程において、国家の存在を前提していない、という点である。ある人のニーズを満たすのは、複数の個人なのである。ならば、この個人とはどのような性格をもっているのか。

ケアに対する批判としてよく挙げられるのは、ケアしケアされるという関係が私的領域に閉じ込められる、というものである。これは、第3章の冒頭で触れた。たしかにケアリング関係は、人物Aと人物Bという特定の個人のあいだで営まれるものかもしれない。けれどもそれは、人物Aと人物Cという、また別の関係の創造を制限するものではない。つまり、ある一人の人間が結ぶケアリング関係は、複数存在するのである。ゆえに、Aは、Bに対しても、Cに対しても、ケアの責任を負っているのである。また視点を換えれば、Aに対する責任を、BとCが分有しているという状態もありうる。

そう考えると、たとえば、ステレオタイプ的な母子関係は、見直されるべきである。これまで母子関係は、閉じられた関係、不可侵な関係であるかのようにみなされてきた。母子関係が、家庭というかぎられた空間において営まれる閉鎖的な関係である、という考え方から生まれやすいのは、母親は、子どもをケアする「義務」を負っている、という認識である。だがそもそも、母子関係は契約関係ではなく、「非契約的性質」⁽³³⁾を帯びた関係である。子どものケアを行うのは、母親だけではない。その子どもと関係を結べるのは、親戚であったり、その地域に住む人びとであったりする。つまり、いったん結ばれたケアリング関係は、当事者どうしの固有の関係ではあるが、それ以外の他者にも開かれているという点において、排他的ではないし、家庭の外にも拡張するのである。

したがって、ニーズを満たすことは「義務」ではなく、「責任」とみなすほうがより適切である。岡野が指摘するように、「義務は、義務を果たすか否かの二元論的な倫理であるが、責任は程度の問題であり、多数の者たちと分有可能」⁽³⁴⁾である。つまり、責任は、義務のように、Bに対する義務はAが100パーセント負い、しかも「負

うか負わないか」しかない、という性質のものではない。責任は程度問題であり、しかも複数の人間と分有することもできる。このように考えると、子どもへのケアは、その母親一人の責任ではなくなる。ケアに対する責任は、重さの違いはあれど、その子どもに関係するすべての人びとが負っているからだ。そこで以下、「すべての人びと」を「市民」と呼ぶことにする。

「市民」は、ある特定の個人のケアのニーズに対して義務を負っているのではない。複数の個人のケアのニーズに対して、他の「市民」と分有可能な責任を負っているのである。そうでなければ、ケアのニーズに対する即時的な応答は不可能である。即時的に応答するには、母子関係といったものにとらわれず、応答可能な「市民」が応答するというケアのネットワークを構築することが不可欠である。それが構築された社会こそが、「市民社会」であると筆者は考える。ここで筆者が使用している市民社会は、家族と国家のあいだに位置するそれとは、厳密には異なる。国家と市民社会が区別されるというのは、これまでの主だった市民社会論と変わらないが、筆者の捉え方からすれば、(ある部分においては)家族と市民社会の区別はない。すなわち、「市民社会＝公的／家族＝私的」という区別は存在しないと考える。というのも、「公的／私的」という区分を、個人レベル(＝ケアリング関係)で考えたとき、個人は、公的であると同時に、私的でもあるからだ。われわれは、家族と接するし、学校の友人と接するし、職場の同僚とも接する。このように、個人どうしが営む人間関係という部分に焦点を当てれば、もはや「公的／私的」の境界は、ほとんど意味をもたない⁽³⁵⁾。個人を「市民」と呼ぶことは妥当ではないとの批判があるかもしれないが、筆者があえて「市民」と呼び、「市民」どうしによるニーズの承認を「公的な」ものと括弧つきで表記するのは、ケアを媒介に、家族はその外側とつながっていると主張したいからである(もちろん、これまでの使用方法と区別する意図もある)。「公的／私的」の二元論から脱し、関係性に注目することで、家族と市民社会の関係を再編したのちには、個人は個人であると同時に「市民」となる。

また、従来の意味での家族と市民社会の関係が変われば、家族と国家の関係も変化する。これまで、市民社会から発信された言説は、国家のあり方に大きな影響を与えてきた。したがって、家庭を含む新たな「公的」領域として市民社会を再編することで、家族と国家の距離を縮め、家族内で生まれるニーズがより国家に届きやすくなるのが期待できる。

以上のようにして、ケアをニーズとみなし、それを満たすのが「市民」とであると捉えることで、ケアは家族という私的領域から解放される。それは、国家に依らない、ニーズの「公的」な承認である。もっとも、権利を保障する国家の存在は、これまでどおり必要である。つまり、一方では、国家がケアを権利として認め、ケアを必要とする人びとのための政策や制度を施行し、もう一方では、「市民」どうしが非契約関係を結びながら、個別具体的なケアのニーズに応答することで、権利への道を創るのである。

最後につけ加えておくと、「市民」どうしが互いのケアのニーズを満たす責任を負

うことで、「善玉」と「悪玉」の固定関係も除去される。「善玉」が、ケアのニーズを表明する「市民」、すなわち、「権利の主体」以前の「ニーズの主体」とケアリング関係を築くことで、「ニーズの主体」としての自己の発見とはいかないまでも、山本のいう、「自らを批判しながら構成される法主体」⁽³⁶⁾となり、「善玉悪玉論」という思考方法を解体する可能性が拓けるのである。

7. 法教育における法とケアの接近

では、ここまでの考察結果を取り入れた法教育は、どのようなものとして描かれるだろうか。本章では、橋場による先進的な試みを取り上げ、彼女が構想する法教育を分析し、ケアを導入した法教育の輪郭を浮き彫りにする。

橋場は、「近年の日本社会の現実を見るにつけ、社会的排除や貧困の諸問題など、社会に参加したくてもできない状況にある人々も多数存在している。法教育が社会に参加することの重要性を意識付ける教育であると捉えるならば、まさに今、法教育は現実社会への応答を迫られていると言えよう」⁽³⁷⁾と述べる。後段については、法教育研究において一定程度共有されており、実践も蓄積されている⁽³⁸⁾。しかし、先行研究にみられる参加の主体は、たいていの場合子どもであり、授業のなかで登場する人物（内閣総理大臣など）も、橋場のいう「社会に参加したくてもできない状況にある人々」ではない。このように、授業空間は「権利の主体」によって構成される。他方橋場は、社会へ参加することのできない人びと、すなわち「ニーズの主体」の存在を、子どもに強く意識させることを含めて、社会参加のための法教育としているのである。

では、なぜ橋場は、法制度を整備するだけにとどまらず、そうした人びとの参加をも視野に入れるのだろうか。それは、「社会的制度が現実には作動するにあたって、その制度の資格者、受益者、当事者とされている人たち自身が保持する認識枠組みが、制度自体の作動を阻んでいる」⁽³⁹⁾からである。彼ら・彼女らの認識枠組みの変革を助け、社会参加を促進するためには、まず、『支援者』と『被支援者』という枠組みを意識的に払拭すること⁽⁴⁰⁾が必要だと橋場は主張する。これは、「権利の主体」と「ニーズの主体」の垣根を取り払うことだと解釈できる。そのためには、「被支援者」を一方的に「権利の主体」に仕立て上げるのではなく、彼ら・彼女らの自己肯定感、自尊感情の回復を図り、社会からの承認を得られるようにサポートすることが要請される。これは要するに、「支援者と被支援者との関係性に注目し、その関係性が固定化されることにより生じる負の側面に注目し、双方向の関係性の構築を目指す」⁽⁴¹⁾ことをさしている。

そのための具体的な方法を、橋場は2つの事例を挙げて説明している。1つ目は、北海道釧路市の事例である。釧路市は、2004年度から厚労省が打ち出した、生活保護受給者を対象とした自立支援プログラムのモデル事業を実施する自治体の1つに選ばれた。事業を進めていくなかで明らかになったのは、行政による金銭的な支援に付随するパターンリズム（生活保護による経済的自立の一時的な強調）が、行政と受給

者の固定化した上下関係を生み出し、さらにはそのことが、自分は施しを受けており、肩身が狭いという、受給者の消極的な自己認識を助長している、ということであった。こうしたパターナリズムを排するため、就労支援、就業体験、就業体験的ボランティア、日常生活意欲向上支援などが行われた。これにより、「いきなり就労の場に放り出されるのではなく、中間就労やボランティア活動を通じて自己肯定感や自尊感情の回復という自己承認がなされ、雇用につながることで社会からの承認が得られた」⁽⁴²⁾という。

この事例における支援者と被支援者の関係は、ケアリング関係に当てはめて説明することができる。行政による経済的支援、つまり、生活保護法を適用すれば、彼ら・彼女らは「権利の主体」となるという考えは、現実の人びとの状況を無視しているという点において、パターナリズムに陥っている。これに対し、モデル事業に取り組むために設置されたワーキンググループは、被支援者が真に望むもの、すなわちニーズに耳を傾け、それを実現しようとする。これこそが、ケアにほかならない。ケアリング関係において重要な相互性は、モデル事業の推進者が、被支援者と双方向の対話を行うことによって担保されている。こうして、支援者が被支援者のニーズに応答することにより、権利へのアクセスが円滑化する。同時に、パターナリズムに由来する「善玉」としての自己認識を支援者がもっていた場合、それを改めることもできる。

この事例において、ニーズへの応答は、すでに家族という領域を超えて、「公的な」事柄となっている。被支援者のケアのニーズに応答しているのは、被支援者の家族ではない、「市民」である。

もちろん、橋場の理論からすれば、ニーズへの応答と権利の保障は、断絶してはいない。法主体を、「権利の主体」と「ニーズの主体」という2つの側面から捉えることで、権利へと至る道の門戸を開くことができる。それを橋場は、次のような言葉で説明している。「司法へのアクセスを担保し拒絶を克服し得る1つの契機に自己承認が存在する」⁽⁴³⁾。

橋場が紹介する2つ目の事例は、全国青年司法書士協議会が2005年より開催している、児童養護施設での法律教室である。この教室は、「より多くの子ども達に法を身近なものと感じてもらい、自ら主体的に考え、あらゆる社会的資源にアクセスする力を身につけてもらう」⁽⁴⁴⁾ことを目的としている。ここには、「『自立』するということは、決して『一人で抱え込むことではない』ということ、困った時には『相談でき、頼れる人間関係を身に付けること』」⁽⁴⁵⁾を伝えたいというねがも含まれている。ここに描かれている主体像には、「自律した主体」と「依存した主体」の両方が含まれている。児童養護施設で生活する子どもたちのなかには、「社会からバカにされたという経験、ないがしろにされたという絶望感、それらが自己存在への危機感を煽り、自己の存在価値を守るための防衛策として社会への参加を拒み権威性に裏付けされた司法へのアクセスを拒絶する」⁽⁴⁶⁾者もいる。この取り組みは、このような、負の経験を根にもつ自律への欲求を調整し、「依存した主体」としての自覚を促すことをねらったものであるといえる。つまり、子どものなかにある、自己と他者（子どもが権

力をもつと考えている人びと)の固定的な関係への認識を、打破しようとするものである。そのための方略として、法律専門家は、子どもとの実際の交わりを大切にしている。この事例では、子どもの潜在的なニーズを法律専門家が想定しているので、純粋な意味でのケアとは言い難いが、法律専門家が子どもと関係していくなかで、子どもが「依存した主体」として自己を承認するのを援助しているという点は有意味である。

このように、ニーズへの対応までを法教育の範疇とすることには、抵抗があるかもしれない。法教育とは、あくまで「権利の主体」の育成である、と。だが、橋場が提示した事例に登場する人びとだけでなく、毎日学校に通う多くの子どもたちも、場合によっては「ニーズの主体」となる。また、将来的にみても「ニーズの主体」になることはほぼ間違いない。にもかかわらず、「法主体=『権利の主体』」という捉え方に固執すれば、その根本にあるニーズと個々人が抱えている現実を見落とすことになる。そうならないためにも、法主体を、「権利の主体」と「ニーズの主体」、あるいは「自律した主体」と「依存した主体」という二側面から捉え直し、ニーズから権利へと向かうプロセスを大切に法教育の構築が求められるのである。

8. 結語

以上本稿では、川本の主張を出発点とし、それを一歩進め、「ニーズの主体」として他者を認識すること、そして、そのための方途として、法教育においてケアリング関係を築くことの必要性を明らかにした。「権利の主体」とは、すでに権利を手にし、行使でき、すぐにその恩恵に与れる人びとでしかありえず、それ以外の人びとは、権利を行使するための権利を得ることさえも厳しい状況に置かれている。本来であれば、そうした人びとこそ、「権利の主体」となるべきであるにもかかわらず。したがって、彼ら・彼女らが権利を獲得するためには、彼ら・彼女らを「ニーズの主体」と認め、「権利の主体」と同じく、法主体に含めて考えなければならない。さらに、「ニーズの主体」を成立させるには、われわれは、彼ら・彼女らの緊急のニーズに応答する、すなわちケアする責任をもった「市民」となり、他者と、可換性を帯びたケアリング関係を営みつつ、絶えず自らの位置を問い直す必要がある。そのような「市民」の育成を担う法教育の創造が、今後求められる。

このような提案は、現在実施されている、学校における法教育の枠組みと比べ、かなり広いものであり、実際にそのような法教育が実現可能なのかという疑問はあるだろう。だが、すでに社会参加をめざそうとする実践が登場しているという事実は、ケアを導入した法教育を提案する筆者にとって、間違いなく追い風となっている。子どもたちが働きかける対象として「ニーズの主体」を設定し、これまでの実践を再構成すれば、ケアの視点が生み出されるだろう。肝心なのは、参加の主体(=子ども)から客体(=橋場の事例に登場した「被支援者」や児童養護施設の子ども)へと、着眼点を移すことである。これこそが、ケアを身につけるための法教育という現時点での理想を、現実のものとするための鍵となるだろう。

【註】

- ⁽¹⁾ ギリガンは、「正義 (justice)」や「公正 (fairness)」を根本的な道德原理とみなすコールバーグの道德性の発達理論において、女性は男性よりも低い発達段階にとどまるという彼の論を批判し、女性は男性とは別の発達過程を辿るとして、自他への配慮に基づく関係性の倫理である「ケアの倫理 (ethic of care)」を提唱した。詳しくは、下記を参照のこと。
- Gilligan, Carol. (1982). *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Cambridge, MA.: Harvard University Press. (= 1986 岩男寿美子監訳 生田久美子、並木美智子共訳『もうひとつの声—男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティー』川島書店。)
- ⁽²⁾ 川本隆史 (2012) 「正義とケアへの教育—たえずロールズとノディングズを顧みつつ—」法と教育学会編『法と教育』商事法務、Vol.2、106 頁。
- ⁽³⁾ 土井真一 (2009) 「法教育の基本理念—自由で公正な社会の担い手の育成—」大村敦志、土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』商事法務、17 頁。
- ⁽⁴⁾ 註 1 を参照のこと。
- ⁽⁵⁾ Noddings, Nel. (2002). *Starting at Home: Caring and Social Policy*. Berkeley: University of California Press, p.14.
- ⁽⁶⁾ *Ibid.*, p.13.
- ⁽⁷⁾ Noddings, Nel. (2010). *The Maternal Factor: Two Paths to Morality*. Berkeley: University of California Press, p.48.
- ⁽⁸⁾ *Ibid.*, p.48.
- ⁽⁹⁾ *Ibid.*, p.48.
- ⁽¹⁰⁾ Noddings, Nel. (2002), *Op.cit.*, p.19. () 内は引用者。
- ⁽¹¹⁾ 岡野八代 (2005) 「繕いのフェミニズムへ」『現代思想』青土社、第 33 巻第 10 号、81 頁。
- ⁽¹²⁾ たとえば、以下のものが挙げられる。
- 上野千鶴子 (2009) 「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐる—」牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて—』新曜社、2-26 頁。
- 森川美絵 (2008) 「ケアする権利／ケアしない権利」上野千鶴子ほか編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店、37-54 頁。
- ⁽¹³⁾ 有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために—』勁草書房、213 頁。なお、ここで有賀は「自立」という言葉を用いているが、彼女の批判対象は、「自立」を含んだ「自律」である。
- ⁽¹⁴⁾ 同上、213-214 頁。
- ⁽¹⁵⁾ 同上、215 頁。
- ⁽¹⁶⁾ 同上、215 頁。
- ⁽¹⁷⁾ 同上、215-216 頁。

- (18) 同上、232 頁。
- (19) 岡野八代 (2004) 「法＝権利の世界とフェミニズムにおける『主体』」和田仁孝、樫村志郎、阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、39 頁。
- (20) 同上、41 頁。
- (21) 遠藤比呂通 (2006) 「法主体としての『ホームレス』？」日本法社会学会編『法社会学：法主体のゆくえ』有斐閣、第 64 号、141 頁。
- (22) 同上、143 頁。
- (23) 岡野八代 (2004)、前掲書、42 頁。
- (24) 岡野八代 (2002) 『法の政治学—法と正義とフェミニズム—』青土社、83 頁。強調は引用者。
- (25) 山本顯治 (2006) 「法主体のゆくえ」日本法社会学会編『法社会学：法主体のゆくえ』有斐閣、第 64 号、4 頁。
- (26) 岡野八代 (2010) 「消極的・積極的自由論の手前で」岡野八代編『家族—新しい「親密圏」を求めて—』岩波書店、46 頁。
- (27) Noddings, Nel. (2010), *Op.cit.*, p.180.
- (28) Noddings, Nel. (2002), *Op.cit.*, p.55. □ 内は引用者。
- (29) 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ—』みすず書房、324 頁。
- (30) 同上、324 頁。
- (31) 同上、329-331 頁。
- (32) Noddings, Nel. (2002), *Op.cit.*, p.54. 強調は原文イタリック。
- (33) *Ibid.*, p.56.
- (34) 岡野八代 (2012)、前掲書、177 頁。
- (35) こうした試みとしては、たとえば以下のものがある。
田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間—国家・社会・家族—』昭和堂。
- (36) 山本顯治 (2006)、前掲書、4 頁。
- (37) 橋場典子 (2011) 「社会的包摂と法教育—『つながり』の法教育の可能性—」日本法社会学会編『法社会学：法の教育』有斐閣、第 75 号、105 頁。
- (38) 社会への参加を念頭に置いた実践報告としては、たとえば以下のものがある。
渥美利文 (2013) 「高校生が現代社会を主体的に考える授業—内閣総理大臣に法律の制定を手紙で提案する—」全国民主主義教育研究会編『民主主義教育 21』同時代社、Vol.7、166-174 頁。
唐木清志、寺本誠 (2007) 「中学社会・公民的分野におけるサービス・ラーニング実践—単元『地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例』を事例として—」中等社会科教育学会編『中等社会科教育研究』第 26 号、57-70 頁。
- (39) 橋場典子 (2011)、前掲書、108 頁。
- (40) 同上、110 頁。
- (41) 同上、111 頁。強調は引用者。

⁽⁴²⁾同上、110頁。

⁽⁴³⁾同上、112頁。

⁽⁴⁴⁾「全国青年司法書士協議会」(<http://zenseishi.com/active/classroom.html>)、
2015年11月11日確認。

⁽⁴⁵⁾橋場典子(2011)、前掲書、114頁。

⁽⁴⁶⁾同上、114頁。